

日本弁護士連合会 御中

綱紀審査申出書

綱紀審査申出年月日

平成 30年10月4日

綱紀審査申出人

吉田 益夫



住所 〒640-8152

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち 201

TEL(073)499-7231

対象弁護士等について

〒640-8154

和歌山県和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所

豊田泰史(登録番号19208)、重藤雅之(登録番号45614)

〒640-8112

和歌山県和歌山市南材木町2-38

ふたば法律事務所

太田達也(登録番号40513)

懲戒の請求をした弁護士会の名称 和歌山弁護士会

懲戒の請求をした年月日 平成 29年 1月 31日

日本弁護士連合会がした懲戒請求者からの異議の申出を棄却または却下する旨の決定の通知を受けた年月日:平成 30年 9月 7日

教示の有無及びその内容 :

前記の通知には、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、日本弁護士連合会に対して綱紀審査の申出ができる旨の教示があった。

綱紀審査の申出の趣旨及び理由 : 別紙による。

以 上

別紙

1. 網紀審査申出の趣旨

貴連合会網紀委員会第一部会の決定・議決には不服であるので、網紀審査の申出を行った。貴網紀審査会にて、正確で公正な裁決を下していただきたい。

2. 網紀審査申出の理由

本件の問題の発端は、当事者が判明しており(添付書類2)、当事者間で問題解決すべきものを第三者である網紀審査申出人に対して対象弁護士らが送付した文書(添付書類1)をもって、当事者間の争いに関与を強要したことから始まっている。

この文書(添付書類1)の内容は、当事者間以外の第三者である網紀審査申出人が管理するインターネットサイトの利用者に対しても、当事者間の争いに関与を強要する内容でもあった。そのため、この文書(添付書類1)を網紀審査申出人が管理するインターネットサイトに公開して意見を求めたが、利用者がサイト利用を委縮させる結果となった。そのため、網紀審査申出人の管理者としての立場(表現の自由を守る立場)上の問題が生じたために、和歌山弁護士会に対象弁護士らの懲戒請求を行ない、懲戒請求書を公開し、利用者に報告を行った。これに対し、対象弁護士らは、当事者間で問題を解決せずに、和歌山地裁に仮処分申立を行い仮処分決定(添付書類24)によって第三者である網紀審査申出人に当事者が投稿した投稿を含め、第三者の投稿を削除させた。しかし、当事者が、自分の投稿を明らかにした陳述書(添付書類25)を網紀審査申出人が入手し仮処分本訴で提出したため、対象弁護士らが、対象とした投稿の中には、仮処分本訴の判決(添付文書26)で、削除を認められない投稿もあった。また、懲戒請求の公開について、対象弁護士らは、理由がないので名誉毀損と因縁を付け、その懲戒請求とそれに関する投稿に対して網紀審査申出人を相手取り、仮処分申立、民事訴訟、刑事告訴を提起した。

本懲戒請求については、各訴訟において、当事者間の問題解決のために、第三者である網紀審査申出人及び、第三者である網紀審査申出人の管理するインターネットサイトの関与が必要でなかったとの確証(添付書類20、21、22、23、27)を得たので、提起を行っている。第三者の関与が必要なのに、第三者の関与を強要したので、和歌山弁護士会に懲戒請求を出したのであるから、それに対する訴訟を網紀審査申出人に提起するのは、

弁護士倫理に反するというので、提起を行ったものである。

しかし、和歌山弁護士会は上記については、一切触れず議決を行っている。

そのため、綱紀審査申出人は、貴連合会綱紀委員会第一部会に異議申出を行ったのである。

このようなことから、貴連合会綱紀委員会第一部会の決定・議決には不服であるのは当然であるので、綱紀審査の申出を行ったのである。

以 上

添付書類

- 添付書類24 平成26年6月24日付仮処分決定
- 添付書類25 当事者()の平成26年9月3日付陳述書
- 添付書類26 仮処分本訴の判決文
- 添付書類27 当事者()の平成26年8月22日付陳述書